

来年4月よりスタート！早急に対応を

働き方改革関連法案が成立

TEL 095-825-1132

FAX 095-827-3658

E-mail info@nagatakaikei.co.jp

URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

● 残業削減は待ったなし

この法律は、労働基準法や労働契約法など計8本の法律を一括で改正するものです。主な改正点と施行時期は下記のとおりです。

残業時間の上限規制	残業は年720時間、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間まで。 違反した場合は罰則	大企業2019年4月 中小2020年4月
中小企業への割増賃金率の猶予措置廃止	中小企業に対しても、月60時間超の残業には50%の割増賃金率の支払いを義務化	中小2023年4月
同一労働同一賃金	正社員と非正規の不合理な待遇格差を禁止	大企業2020年4月 中小2021年4月
年休取得の義務化	年休のうち5日分までの時季指定を企業に義務付け	<u>2019年4月</u>
勤務間インターバル制度	終業から翌日の始業時刻までの間に一定時間の休息を確保（努力義務）	2019年4月
高度プロフェッショナル制度	年収1,075万円以上のお部専門職を労働時間規制から除外	2019年4月
フレックスタイム制の見直し	フレックスタイム制の清算期間の上限を3ヶ月に延長	2019年4月
産業医の機能強化	従業員の健康管理に必要な情報の提供を企業に義務付け	2019年4月

この中で早急に対応が必要なのは「残業時間の上限規制」と「年休取得の義務化」でしょう。特に、恒常的な長時間労働がある職場は、業務の効率化や社内の意識改革によって残業の削減を急いで進める必要があります。

また、「同一労働同一賃金」も大きな影響があります。詳細はガイドラインを待つことになりますが、賃金制度の見直しなど大きな変更が必要になる企業も出てくるでしょう。

● 時間外労働の上限規制の見直し

これまでの時間外・休日労働は、法律で手続きが定められているものの、何時間まで働くことができるかという上限の基準は厚生労働省の告示（法律ではありません）であったため、強制力はありませんでした。また、臨時に更に延長して働くことを定めることができたため、実質的に青天井だといわれていました。

そこで、現行の時間外労働の限度基準を告示から法律に格上げし、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることのできない上限が設定されました。さらに、罰則による強制力が与えられることになりました。

なお、この改正が実施されるのは、来年（平成31年）4月1日ですが、中小企業は1年猶予され平成32年4月1日からです。

●時間外・休日労働の手続き

法定労働時間（1日8時間、週40時間）・法定休日（毎週1日）を超えて労働者を働かせるためには、使用者は、労働者と書面による協定（通称「サブロク協定」）を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。この基本的な手続きに変わりはありません。

ただし、労使協定の対象期間は1年に限るものとされ、時間外労働の限度時間については、「1日」「1カ月」「1年」について定めることになりました。

なお、協定で定める限度時間については、不必要的長時間を定めないよう事業場の業務量などを考慮して決めるよう明記されました。

●協定の限度時間

協定で定める限度時間は、原則的な上限と、臨時的な場合の上限の二段階で規制されます。

まず、原則的な毎月の限度時間は、「1カ月45時間」「1年360時間」（対象期間が3カ月を超える1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、「1カ月42時間」「1年320時間」）です。この時間数は変わっていません。

次に、臨時に特別な事情がある場合、通常月の限度時間を超えてさらに延長する時間数を協定することができます（いわゆる「特別条項」）。これまでには、ここに上限時間がありませんでした。改正により定められた限度は、休日労働時間とあわせ1カ月あたり100時間未満、1年について720時間（休日労働含まず）を超えない範囲です。この「臨時の限度」を適用する回数もこれまでどおり1年について6カ月以内です。

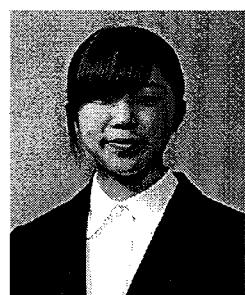
●実労働としての限度

もう1つ、新たに設けられた基準があります。協定で定められた時間内であっても実際の労働時間が「①1カ月100時間未満」「②直近2~6カ月平均80時間以内」を超えてはならないものとされました。（休日労働の時間を含みます。）

②は2~6カ月、いずれを平均しても80時間以内でなければならないというもので、実務的には非常に管理が難しくなります。忙しい時期でも80時間までと考え、それでもどうにもならない場合のみ100時間までと捉えておくべきでしょう。

社員紹介コーナー

初めまして。西海市西彼町出身の近藤清花と申します。
入社して1週目頃までは慣れるまで緊張の毎日でしたが、優しくて面白い先輩方のおかげで楽しく過ごしています。
まだまだ分からぬ事ばかりですが新たな知識をさらに吸収していく、皆様のお役に立てる様に頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。



MS第3課 近藤 清花

田平：4月に入社し、慣れない環境の中で、疲れも出てくることかなと思います。しかし、そんなことは感じさせないような笑顔で毎日、西海市西彼町から、通勤されています。これから、覚えることも多く、大変だと思いますが、お客様のお役に立てるよう一緒に頑張っていきましょう！

藤原：3月に高校を卒業したばかりの可愛らしい新人さんです。落ち着きがあり、しっかりしていて感心することばかりです。勉強することや覚えることが多く大変だとは思いますが、成長できるよう一緒に頑張っていきましょう。